

高郷小学校いじめ防止基本方針

喜多方市立高郷小学校

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を定め、いじめの防止等の為の対策を総合的且つ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こり得るものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速且つ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民、その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の児童が来ると、その場からみんながいなくなる。
 - ・遊びやチームに入れないと席を離される。
- ③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通る時に足をかけられたりする。
 - ・叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して、対象の児童が格闘技等を真似た技をかけられる。

④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たれたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられたりする。
- ・衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

⑥パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

「学校基本法」に定められたことを実行に移す際の中核として、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」（生徒指導委員会内に設置）

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学級担任、
関係保護者、専門関係機関、教育委員会、児童相談所

（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

③組織の役割

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修
- ・いじめの疑いに関する情報が有った際の組織的な対応の為の連絡・調整
(緊急会議の招集、いじめの情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の聴取、指導や
支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携 等)

(3) いじめの未然防止の為の取組

【いじめに向かわせない為の、主に学校で取り組むべき課題】

規律心、学力、自己有用感、生命の尊重、思いやりの心を育成する。

そのために、

☆ きちんと授業に臨み、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持つた児童を育てる。

☆ 自他の命を尊重し、思いやりの心を持った児童を育てる。

①授業では

規律正しい態度で授業や行事に臨み、活躍できる学級づくりを進める。

□わかる授業づくりを進める。

□全ての児童が参加・活躍できる授業づくりをする。

□生徒指導や特別支援教育の観点から授業を工夫していく。

- 授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等）を身に付けさせる。
- 教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

②道徳や特別活動等では

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を得させる。
- 学級会や児童会でいじめを自分たちの問題として受け止め、防止や解決に向けて主体的に行動できるように働きかける。

③休み時間や課外活動では

- 居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。
- 「小さなサイン」を見逃さない。
- よりよい人間関係づくりを指導する。
- 一人で悩みを抱え込ませずに、問題を共有する。
- 児童への温かい言動に心がける。

④インターネット上のいじめを防止するには

- 関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。
- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やP T A総会等を利用して、保護者を啓発する。

(4) いじめの早期発見の為の取組

- 児童の些細な変化に気付き、情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- Q-Uを活用して学級づくりを進める。
- 児童対象の学校生活アンケートを学期ごとに実施する。
- 定期的に教育相談を実施する。
- 相談窓口としての「ふくしま24時間子どもS O S」「ダイヤルS O S」について周知する。
- スクールカウンセラー等を積極的に活用する。
- 保護者並びに地域住民に対して、学校基本方針及びその取組について理解を図る。

(5) いじめやその疑いのある行為を発見した際の対処

- ①いじめ防止対策委員会がいじめとして対応する事案か否かを判断する。
 - いじめの事実確認をする。（いじめられた児童、いじめた児童、関係保護者等）
※教職員がいじめの情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告しないことは、法の規定の違反となる。
※一方的、一面的な解釈で対応しない。プライバシーを守る。迅速に対応する。
 - 情報を共有して、具体的な対応策を講じる。
- ②いじめられた児童とその保護者を支援する。
 - 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。

- 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
- 「ならぬことはならぬ」の規範意識や、人権尊重の理念を指導する。
 - 人と関わる際の望ましい在り方について児童に指導し、保護者に助言する。
 - 教育委員会に報告して指導を受け、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④いじめが起きた集団全体への指導をする。
- いじめを傍観していた児童に対して、自分の問題として捉えるよう指導する。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑤インターネット上のいじめを発見した場合は
- 関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - 被害に遭った児童等のケア等、必要な措置をする。

(6) 重大事態発生時の対応

重大事態発生の場合は、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意して対応する。

【重大事態とは】

- ◇いじめ等により、生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合、又はその疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神面の疾患を発症した場合
- ◇いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ※相当の期間にかかわらず、疑いがある場合には迅速に対応する。
- ◇児童や保護者から、いじめられ重大事態に至ったとの申し立てが有った場合

① 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ②教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応にあたる。
- ・学校に重大事態の調査機関（スクールカウンセラー等を加える）を組織する。
 - ・調査機関で事実関係を明確にする為の調査を実施する。
 - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
 - ・調査結果を踏まえて、必要な措置を行う。
 - ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の収集や提出など、調査に協力する。

(7) 年間計画

月	具体的な活動 (生徒指導・教育相談・実態調査・研修・対策会議 等)	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見について） 全校朝会や学級指導でのいじめ防止指導	計画・目標の作成と提示
5	スクールカウンセラーの活用（必要に応じて年間） 第1回目Q-U（2学年以上）	
6	教育相談①（学校生活アンケート①）	
7		1学期の評価
8	いじめ防止対策会議②	
9		
10	第2回目Q-U（全学年）	
11	教育相談②（学校生活アンケート②）	
12		2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③	
2	教育相談③（学校生活アンケート③）	
3		年間評価・報告

(8) 評価と改善

- ①学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、教職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ②評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。